

制定平成28年4月1日
千葉大学事務局長決裁

国立大学法人千葉大学発注工事等契約要領第11条の基準の運用と第12条の調査に掛かる取扱要領について

- 1 対象工事は、当該工事の工事費（消費税等相当額を含む）の予定価格が1,000万円を超えるものとする。
- 2 国立大学法人千葉大学発注工事請負等契約要領第11条に基づく基準の価格（以下「最低基準価格」という。）を下廻る価格（入札書に記載された金額に消費税等相当額を加えた額）で入札を行った者に対し、同要領第12条に基づく調査（低入札価格調査）を実施する。

ここでいう、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(1) 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った場合の最低基準価格

- イ 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

ただし、上記の合計額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

(2) 公共建築工事積算基準（統一基準）（以下「統一基準」という。）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

統一基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を上記Aにおける直接工事費とし、統一基準における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額を上記Aにおける現場管理費として、上記Aを適用する。

ただし、統一基準における直接工事費に含まれている現場管理費相当額の算出が困難な場合は、①一般工事（②に該当する工事を除くもの。）については、統一基準における直接工事費に10分の1を乗じて額を現場管理費相

当額とし、②昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事については、統一基準における直接工事費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とし、以下の合計額とする。

①一般工事（②に該当する工事を除くもの。）

イ 統一基準における直接工事費の額に10分の9.45を乗じて得た額

ロ 統一基準における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 統一基準における現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 統一基準における一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

②昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

イ 統一基準における直接工事費の額に10分の9.4を乗じて得た額

ロ 統一基準における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 統一基準における現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 統一基準における一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

なお、上記の合計額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

3 上記の2を適用することができない工事の請負契約の場合は、競争入札ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当役の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人千葉大学発注工事請負等契約要領第12条に基づく調査を実施する。

5 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し

- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1) から (10) までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9) の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会を行う。)
- (14) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- (15) その他必要な事項

6 上記2に該当する場合であっても、別に定める国立大学法人千葉大学発注工事契約に掛る特別重点調査に該当する場合は本要領に定める低入札価格調査は行わないものとする。

附 則

この要領は、平成24年 2月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年 6月 3日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から実施する。